

\* 前掲の5月10日付けの書簡への回答

2000年7月3日

ゼルター様

ロンドン SW1A 2HB ホワイトホール  
国防省 本館 7136号室  
核政策局長官

わが国の核兵器政策に関する5月10日付けの首相宛て書簡をありがとうございました。これに返答をするよう指示を受けました。

先ず回答が遅れたことについてお詫び申し上げます。これは国防省内における管理上のミスによるものです。

軍事担当大臣（スペラー氏）は、あなたの書簡を大法官に転送したトニー・ベン議員にはすでに返事を差し上げております。その内容をあなたはすでにご存知だと思います。そうであれば、3月2日付のスティーブン・ウィルマー氏の手紙に我々が付け加えることはほとんどないことがお分かりいただけると思います。彼の言う通り、核兵器を使う基準は非常に厳しいものです。その基準を仮説による推論を元にして厳密に定めることは意味がないとするのが我が政府の立場です。できる事はその使用が考慮された時点での核兵器使用を合法であると判断することです。ある状況で合法である事が、別の状況では違法であることもあるのです。英国の最小限の核抑止力が、国際法に反していないことを、我が政府は幾度となく明確にしております。

政府が核兵器使用の可能性に関し想像し得る何らかの計画を明らかにしないのは、我々の核兵器政策を支える法的論議に不十分な点があるからではないかと、あなた方は推論されました。これは、正しくありません。我々のもつ正確な戦闘能力をある程度あいまいにしておく事は信頼できる最小限の抑止力には必須の要素でもあるのです。ある程度のあいまいさを維持し、最小限の抑止力を保有するために、この分野で秘密事項は必要なのです。

お返事が遅れましたこと、誠に申し訳なく思っております。

アラン・ヒューズ (Alan Hughes)

\* 前掲7月31日付け書簡への回答

国防省 軍備調整局 (Proliferation and Arms Control Secretariat) 次官

本館 9152室 ホワイトホール

ロンドン SW1A 2HB

2000年9月28日

ゼルター様

核軍縮に関する首相に宛てた7月31日付け書簡を受け取りました。国防大臣に届けられ私がお返事をする事になりました。政府の核政策と2000年核兵器不拡散条約 (Non-Proliferation Treaty) 再検討会議の議事内容についてのご質問ですが順を追ってお答えしたいと思います。

#### 核兵器に関して

どの国家でも国の安全保障の条件と、それが核戦

力を必要とするか否かを定める責務があります。政府は各国のこのような責務を認めております。同時に、政府も英国の国防、外交と安全保障政策を決定する際、そのような責務を行使する権利をもっていると考えており、その際、非核保有国、あるいは核の開発、取得、保持に関して NPT に関与しない国への支援を行わないという、NPT 第一条の下での英国の責任を考慮に入れております。NPTの下にある182もの国が、その理由がどうであれ、条約に定められた非核保有国として、自発的に、核兵器保有を求めないという法的拘束力のある確約をした事実を、英国政府は歓迎しています。このような確約を行った国に対して、英国政府はそれを守ることを期待し、また、国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency : IAEA) の世界的活動やイラクにおける 国連大量破壊兵器廃棄特別委員会 (UNSCOM)/ 国連監視検証査察委員会 (UNMOVIC) といった特定の活動を全面的に支持します。政府は NPT で義務付けられた核兵器の地球

上からの排除を可能にするために必要な条件の確立を目指しています。NPT を批准した 186 カ国と共に、まだ批准していない 4 ケ国（キューバ、インド、イスラエル、パキスタン）に対して非核保有国として同意するよう説得を続けています。政府はこれらの国の安全保障あるいは国際間の安全保障と安定といったものが彼らの核の選択権を未解決のままにしておくことで達成されるとは思っておりません。またこれらの国が国際法に準じてそういった選択をする権利を否定しているのではありません。国際法上の英国の責務を鑑みれば、そうした選択をしない方が自国の利益をより満足させるのではないかと説得したいのです。

あなたは核兵器の準戦略的使用の可能性が意味することを誤解されているようです。万が一英国によって核兵器が使われるとすれば、それは完全に戦略的効果によるものなのです。自国とその同盟国を防衛する強い意志を英国が持っており、そのことを侵略者が誤算したことを、限定的ではあるがはっきりとした政治的信号を送ることで伝え、侵略を止めさせること、それが準戦略的使用の意義なのです。政府は、核兵器を所有しているからには、そのような状況下ですべての核兵器を自由に発射するより他にこのような信号を送る方法を持たないということが、責任ある態度であるとは考えておりません。おわかりのように、英国が核兵器を使う事態に直面する可能性は限りなく低いのです。

### 核政策に関して

政府は、この地域内の全ての国によって是認される非核地帯の設立を支援します。英国は NPT にしたがって核非拡散の責務を受け入れている国々に対して、長年にわたり、次のような保証をしています。つまり、英国は英連邦とその従属領域、その軍隊、その同盟国、安全保障条約を結んでいる国等に対して、核保有国と連携した侵略行為や何らかの攻撃を受けない限り、それらの国を核兵器で攻撃することはないという保証です。英国はこの同じ保証を、条約議定書への承認や署名を通して、条約の形で非核地帯に広げようとしています。NPT 条約下の核保有国として、また国連安全保障理事会の常任理事国として英国は、他の常任理事国と同じように、非核保有国が核による威嚇や攻撃を受けた場合、援護の手を差し伸べるよう直ちに安全保障理事会に働きかけます。このような条約に定められた責務に従順で、英国とその同盟国に対して侵略行為を企てることの

ない核非武装地域の安全に対して英国の核抑止政策の存在が脅威になり得るとは考えにくいのです。

### 輸送手段に関して

政府は他の多くの国際組織と同様、弾道ミサイルの拡散に対し、国家間で注意をする必要があると考えています。ミサイル技術制御体制関係の人々を含む公開討論の場で、さまざまな調査のための提案がなされましたが、これに関する国際間の意識は未熟で、はっきりとした統一見解は現時点では出されていません。しかしながら、この問題を闇に葬らないことを、ここではっきりとお伝えしておきます。

### 核分裂性物質に関して

他国の核分裂性物質の平和的活用の条件については政府が口を出すことはありません。世界中の多くの国が信条的にも実質的にも重要な問題としてこれと取り組んでいます。それは国際原子力機関（IAEA）による保護規定が適用されるか否かを定める NPT に不可欠の部分でもあります。英国はすでに爆発用の核分裂性物質の生産を中止し、国内の全ての再加工や濃縮のための施設は、ヨーロッパ原子力共同体（EURATOM）の下にあり、IAEA の査察を受けています。政府は 1995 年に定められた協定にしたがって、確認し得る全世界の核分裂性物質の生産を止めるよう、核分裂性物質カットオフ条約（Fissile Material Cut-Off Treaty : FMCT）の交渉を続けていきます。この件における実質的な交渉は、しかしながらまだ始まってはおりません。核兵器用物質がこれ以上生産されないという保証、それに必要な証明手段の確立がなされれば、このような条約は地球上からの核兵器廃絶に向けた大きな、欠くことのできない一歩となるでしょう。後戻りできない核軍縮への歩みの中では、国際保護規定の枠外にある山と積まれた核分裂性物質の存在にも言及しなければなりません。しかし、FMCT の範囲内のみでこの件の論議を進めることは、全体交渉開始を遅らせ、より良い結論への道のりを遠ざけることにもなりかねません。さらに、核分裂性物質の蓄積に関しては、米・ロ・国際原子力機関三者首脳会議や、ロシアの余剰プルトニウム処置問題に関する G8 協議で、また英国が戦略防衛の見直しの中で提言したような各国独自の政策を通してすでに述べられてもいるのです。こういった視点から、政府は蓄積された核分裂性物質の問題を FMCT 交渉に持ち出すことには賛成できないのです。

## 軍縮基盤に関して

軍縮という領域で監督、実行の鍵を握るのは国際原子力機関（IAEA）であり、包括的核実験禁止条約（CTBT）機関であります。その使命を果たすために、政府は一貫して予算的支援を続けて来ました。英国に課せられた寄付額はすでに払い終えております。国防省、外務省、通産省は全て積極的に核拡散の防止、核軍縮の推進に努めており、必要に応じて国家予算も投じています。たとえばオルダーマストンの原子力兵器基地では核兵器の削減、廃絶の確認行動に着手しており、今年の包括的再検討会議では向こう3年間に8400万ポンド（約148億円）の予算をソ連時代の核の安全保障対策に計上しています。政府はすでに10年以上にわたり、ロシアのプルトニウムを核兵器に使わず、安全に処理するために7000万ポンド（約123億円）の支出を公言しています。これはまた戦略兵器削減交渉（START）プロセスと平行して行われる重要な事です。

あなたは2000年NPT再検討会議における最終決定(Final Document)の採択方法に関する幾つかの質問をされました。この最終決定は一括法案として討論され採択されたもので、その各々の側面をばらばらにしては、扱えないものであることをわかっていただきたいと思います。政府は再検討会議の結論に満足しております。地球全体の核不拡散と軍縮に向けた動きの中で、NPTが重要な土台となることをはっきりと示したものであるからです。外務大臣ヘイン氏を団長とする英国連邦代表団は、この会議で意義ある建設的な役割を果たしました。再検討会議で支持された一連の法案の多くは、英国がすでに戦略防衛の見直しで提言し、以後用いていた法案であった点も評価できるものです。再検討会議で出された結論は、これから先何年にもわたる仕事の実質的な枠組みとなるもので、政府は、この合意内容を具体的な国際間での進展に反映させるべく、努力をしています。

再検討会議を終えて、その最終決定にしたがって政府が先ず取り組むのはSTARTプロセスにおける米口のさらなる戦略兵器削減であり、早急なCTBTの実質的効力発揮、早急なFMCT交渉の開始と完結です。政府はこの会議が確認作業に対する重要性を認めたことを、特に評価しています。再検討会議に出席した英連邦の代表議員が、これを提案しましたが、これはすでにオルダーマストン原子力兵器基地で私たちが行っているものなのです。信頼できる強

固な確認作業の実施は世界を核兵器から解放するために不可欠であり、そこから生まれるさまざまな問題を解決していく中に大きな進歩が見られるのです。そして、そのために英国が果たさなければならない役割は大きいのです。

英国の最小限の核抑止力をさらに削減することに関する政府の見解についてのお尋ねがありました。政府はすでに、国内の核兵器工場でかなりの量の単独削減を行ってきました。戦略防衛の見直し以降、英国は他の核保有国と比べてはるかに少ない核兵器しか保持しておりません。トライデント発動の可能性も、したがって大変に少ないのです。細かいようですが、あなたの手紙にあった数字は間違っていて、英国が現在米国から入手しているトライデントD-5ミサイルは200機ではなく58機です。機能できる弾頭の数も200には達していません。戦略防衛の見直しでは他の対策も審議されましたが、危機下で英国の核抑止が果たすべき安定性を損ない、不安を招きかねないという新たな危険を理由に除外されました。我が国の核兵器に関しては、NPT第1条で定められた核不拡散の義務、そして国家の安全保障の条件を満たす範囲で完全に透明性を保っています。他の核保有国と比較しても英国の透明性は明らかに勝っています。さらに細かい間違いを指摘すれば、国内での弾頭の輸送は周囲の地域に危険をおよぼすという可能性はありませんが、国防省はさらに、事前に輸送地域の警察に対し、輸送の時期とルートを伝えています。

英国の核抑止力は、国際社会における安定性の助長を考慮した国際戦略構想のもとで必要と認められたものであり、安全確保の主旨ののりこったものなのです。現在の戦略構想では戦略防衛再審査で得られた結論に、政府が修正を加えるといった意向はありません。しかし、さまざまな状況下で明らかのように、政府は一貫して地球上の核兵器廃絶を推し進めるものであり、国の安全保障を維持するために核兵器を使用するといった判断を行わずに済む世界をつくろうと努力するものであります。この春のNPT再検討会議において、わが国の代表は、全世界からの核兵器削減と廃絶に向けた系統的、発展的な力を求める提案書を提出し、広く認められました。参考までにコピーを添付します。

次のお尋ねは、わが国とそして他のヨーロッパNATO加盟国における米国の戦術核兵器の配備についてでした。加盟国はヨーロッパの準戦略的軍勢力

において可能な限りの兵器をすでに削減しており、それはこの 10 年間で 85%以上、冷戦中に比べれば 95%にも及んでいます。格納庫数も約 80%は削減されています。NATO がヨーロッパで所有する準戦略核兵器は数百であり、数千の同種兵器を所有するロシアと比べて少ないことがわかります。わが政府、そして、NATO の国々は、英国とその同盟国の安全保障政策において、核兵器が持っている役割は減少しつつあり、実際に核兵器を使用する可能性は限りなく少ないことを明言しております。NATO が核使用に至るのにかかる時間は数分間ではなく、数週間であるのが現状なのです。しかしながら、ヨーロッパ・環大西洋地域で起こり得る大戦の不条理性を強く訴えることで、ヨーロッパの安全保障と安定を確保するために核兵器の貢献は大きいと NATO は判断しているのです。ヨーロッパ内に米国の核兵器基地を置くことと、NATO に専心することでヨーロッパと北アメリカの NATO 加盟国間の基本的な政治的、軍事的絆はつくられるのです。同時に、非核保有国が NATO の核政策に同意することで、NATO は連結を強め、加盟国が自分達の安全を維持し、その責務とリスクとを分け合って背負っていくことの表明になるのです。準戦略的核軍力に関する NATO の現行の政策を、信頼できる抑止力の主要な基本原理として、我が政府は全面的に支持するものです。

次のお尋ねは、核兵器の先制使用を防ぐために政府は NATO の核ドクトリンを修正するのか、というものです。NATO には先制使用、非使用に関する規約はありません。加盟国が侵略を受けた時どう対応するのかは、予め決められているべきでなく、実際にそのような状況が生じた時に決定すべき事とされているのです。そうすることで、「侵略者に対して加盟国はどう反撃するかわからない」という意思表示しているのです。政府もこの考えを支持するものであり、修正の必要を認めていません。核兵器の先制不使用という条文が、実際に国際信頼や核軍縮を助長すると判断されてはいないのです。仮に核保有国が何らかの極限状態に陥って、自己防衛のために核兵器使用もやむを得ないという事態になった場合、理論的に実際に起こっている危機とはかけ離れた観点から考えられた先制不使用の条文にのっとって決定を下すのは、難しいことです。NPT 再検討会議の最終決定で言われている通り、核兵器使用やその脅威から身を守る唯一の絶対的な保障は、核兵器の全面排除なのです。そのゴールに向かって、現在の安全保障体制や非核所有地域政策を進めて行くことが、

現実的で実効性のある方法であると政府は確信しています。

政府は、全世界的核兵器廃絶に向けての前進的な確約に合意できれば、いつでも英国の核兵器を各国間協議の場に提供することを明らかにしています。つまり、全ての核保有国が核の全面廃止に同意し、それに従うという取り決めに賛同するものであります。しかしながら、英国の核兵器工場を削減する前に米国とロシアの核兵器工場の更なる削減が必要であるという事も、また明らかにしています。2000 年に行われた NPT 再検討会議とその準備委員会で出された共同声明をふまえて、政府は核保有国間の核非拡散、核軍縮に向けた協力体制を維持すべく努力していきます。

以上、現状をお分かりいただければ幸いです。

スティーブン・ウィルマー

### 3.3 警察との対話

#### 1

日付：2000 年 6 月 20 日

差出人：デビッド・マッケンジー(David Mackenzie)

宛先：警察部長 ジョン・オール(John Orr)

コピー送り先：「L」分団 監査官 ステファン・ギリガン(Stephen Gilligan)

内容：8 月 1 日に予定されている封鎖について州議会に報告をした。国際法に準じて行われる TP 活動の法的責務とこのキャンペーンの概要を説明した。ストラスクライド(Strathclyde)警察がその職務として取り締まることは認めたが、活動家を逮捕しないこと、トライデントを犯罪的陰謀として取り調べないことを要請した。

#### 2

日付：2000 年 6 月 24 日

差出人：「L」分団長 ハリー・バンチ(Harry Bunch)

宛先：デビッド・マッケンジー(David Mackenzie)

内容：ストラスクライド警察は、異議申し立ての権利と法執行の権利との絶妙なバランスを公明正大に行う旨通知してきた。私たちの「法解釈」についてはコメントできないとしている。

### 3

日付：2000年8月11日

差出人：デビッド・マッケンジー(David Mackenzie)

宛先：警察部長 ジョン・オール(John Orr)

コピー送り先：ハリー・バンチ(Harry Bunch)

内容：軍事政策に関する事項なので、ジョン・オール氏宛てに書簡を送ることを説明した。

ストラスクライド警察が、トライデント活動の合法性を認めながら活動家を逮捕すれば、それは決して公明正大ではないと述べた。トライデントの法遵守に対する警察の「公正な判断」を再度要請した。

### 4

日付：2000年8月24日

差出人：警察部長 ジョン・オール(John Orr)

宛先：デビッド・マッケンジー(David Mackenzie)

内容：ICJ（国際司法裁判所）勧告、ヘレン・ジョン抗告、ギムレット判定そしてこれから行われる法務総裁の事件付託の審問を踏まえて、これを「抗告」とみなしている。警察の公正な対応について繰り返し、1998年にTPがダンバートン(Dumbarton)警察に提出した政府への告訴に言及した。ジュネーブ条約はストラスクライド警察には適応されないと述べられていた。

### 5

日付：2000年9月6日

差出人：デビッド・マッケンジー(David Mackenzie)

宛先：警察部長 ジョン・オール(John Orr)

内容：ストラスクライド警察に求めているのは、対応の公正さではなく、法を守り執行することであると述べた。ヘレン・ジョン判決には限界があること、国際法の原則をTPにも適応すべきであることを説明。担当区域における活動に国際法を適応するか否かについて独自の相談ができる民間警察の必要性を再度訴え、ジュネーブ条約適応の可能性も指摘した。

#### 3.4 「これがお役に立つといいのですが」

国会での声明、質疑応答、及び政府大臣からの書簡を検討。

このタイトルは政府からの手紙の最後によく記されている文章を皮肉って付けたものである。私たちがからの質問を拒絶した後で記されることが多いのだが、そのくせ、それらの手紙は不思議と役に立つのである。つまり手紙は核施設を自らが仕掛けた爆弾の罠にかけることがあるのだ。(hoist with its own

petard)この罠は時ならぬ時に発火する火薬の樽に付いている点火装置である。ちなみに‘hoist’という言葉はもともとオランダ語で“爆発”という意味である。

この分析は、反核運動家や友好的な議員が提起した議会での質問、戦略防衛の見直しなどからの、おびただしい量の手紙に対する政府からの返事をもとにしたものである。それらはトライデントの法的正当性を主張している。政府の主張や手紙の内容は繰り返しが多いため、ここで新たに述べられていることは少ない。ジュネーブ条約への追加議定書や核兵器交渉における英国の記録、警備廃止や、核兵器の先制不使用に関する見解といった他の分野の興味があるのならば、世界法廷プロジェクト(World Court Project)のジョージにその旨伝えれば送ってもらえる。

形式は、政府の資料の引用にコメントを加えたもので、四つのセクションからなるが、多少重複した部分がある。資料の部分のみが繰り返し載っている場合もあり、同じ資料が複数のセクションに載っていることもある。

### 英国の核政策

国防相ジェフリー・フーンからマレー上院議員へ、1999年11月3日

「現状の安全保障の状況の中で最小限の核抑止力を維持しながら、兵器制御の改善に向けた行動と核兵器を廃絶するという究極のゴールとを結びつけることが、英国の安全保障に対し、倫理的、武力的に一貫して大きく寄与するものとなるのである。」

これは英国政府の見解を集約したもので、1998年7月8日の戦略防衛の見直し(SDR)、60項を繰り返したものである。

「トライデントは我々が持つ唯一の核兵器である。今後30年間は抑止力としての効力を持ち得るものである事を認識する必要がある。このために我々は4隻のトライデント潜水艦が必要なのである。」(SDR 62項)

こうして「現在の安全保障状況」が数十年にもわたって正当化されるのである。2028年まで続くのであれば、私たちの多くはもうあの世に行っているの

かもしれない。

「(中略)トライデントに代わるものの必要性がはっきりと証明されたとして、それを設計、生産する最小限の能力さえ放棄してしまうのは時期尚早だ。」(SDRの支援文「核抑止、兵器制御、核拡散」14項)

これはまさに政府が核兵器のない世界などあり得ないと思っている事のあらわれである。「核抑止が存在する」のではなく、単に核をもっているのである。このSDR支援文「核抑止、兵器制御、核拡散」の13項には次のような記述もある。

「潜水艦が戦争抑止のためのパトロールをするのを止めろとか、ミサイルから弾頭を外して陸上に保管しろなどという、さらに急進的な「警備廃止論」の検討も行った。しかし、潜水艦を基盤にした核兵器による最小限の核抑止力を維持するためには、どちらの提案も取り入れることはできないという結論に至った。」

世界法廷プロジェクトのある支援者は次のように指摘した。

「人類と、この地球上にいる全ての生き物の運命は、核兵器工場を維持するという究極の、抗えない正当化によって危険にさらされるのである。」

これはしかし1996年7月8日に出された国際司法裁判所(IJC)の勧告的意見105節Fの見解とは違っているものである。

「厳重で実効性のある国際監視のもとで、あらゆる局面における核軍縮に向けての最終的な誠意ある話し合いを求めていく責任がある。」

これは英国が2000年5月の核兵器不拡散条約(NPT)再検討会議でその行動要綱を認め、2000年11月には「新アジェンダ」決議案に同意して確約した内容と食い違いがある。

**国防省 スティーブン・ウィルマーからアラン・ウィルキー(Alan Wilkie)へ**

2000年4月20日

「核廃絶を実現させるための確実な方法として、最小限の核抑止力の保有は、賢明で誠実なる政策である。これは英国の身近な安全保障と将来目指

しているゴールとのどちらのためでもあるのだ。」

核戦争への準備をすすめている実情で、どうやって核兵器のない世界の実現に希望をもてるのか、あいまいなままである。

## 情報伝達の拒否

**元国防大臣ジョージ・ロバートソン(George Robertson)からオースティン・ミッチェル(Austin Mitchell)議員へ**

1999年8月23日

「親愛なるオースティン

トライデントの合法性についての話し合いを申し出られた1999年7月22日付けの手紙、受け取りました。

しかし、このような話し合いで多くの目的を達成できるとは考えにくく、我々は再度我々の立場を明確にしたいと思います。核兵器を所有し、使用することが、指摘されているほど違法なことではないと我々は考えます。また、我々の意見は国際司法裁判所の意見と相対するものでもありません。国際法にのっとって、核兵器の使用が認められないのならば、そのように彼らは通告するはずです。」

これはまさに典型的な拒絶姿勢である。この時、会談を申し込んだのは3人の国会議員とスコットランドの前法務総裁マレー上院議員であった。事情をよく知っている、身分の高い人達とでさえこの問題を話し合うことは完全に拒否されたのである。しかも確固たる理由も無く、一方的な主張によって。

**国防省 アラン・ヒューズ(Alan Hughes)からシスター・メリー・ランパード(Sister Mary Lampard)へ** 2000年6月26日

「トライデント核弾頭の出力量についてのご質問ですが、政府としてはこれにお答えできません。そのような情報は機密扱いとなっています。」

トライデントの合法性はその効力、つまり出力量にかかっている。機密事項となっている情報は違法性に触れられないための一つの方法である。

**国防省 スティーブン・ウィルマーからアンジー・ゼルターへ** 2000年3月2日

「核兵器を合法的に使用すると決定する基準は非常に厳しいものであるべきです。しかしある状況下で合法とされるものが、別の状況下では違法であることもあり得ます。その基準線をどこで引くのかを厳密に定めるための仮定の推論を行うことは意味がないと政府は考えています。また、国防省が核兵器使用の可能性をも含めて概念的に構想する計画案を、公開審査の場に出すべきだとも考えていません。この分野における非公開事項は、英国が最低限のレベルで安心できる最小限の核抑止力を持っていられるためには重要なことなのです。」

この文章は全体として読んでいただきたい。「概念的構想」には必然的に法的基準が含まれているが、これらの法的基準そのものは抑止力維持に不可欠であるために公開することはできないとしている。したがって法基準の考え方も機密扱いにされることになる。このような規制の下で、裁判所はどうやって正しい判断を下せるのであろうか。どのようにトライデント反対派は法の限界を確認できるのであろうか。こういった疑問は次に挙げる国会答弁でさらに確固たるものとなった。

**核兵器の合法性 1999年11月17日～12月21日**

**下院 書面による質問 1999年12月13日  
コラム 30w**

### 核抑止政策

トニー・ベン(Tony Benn)氏：法務次官に、英国核抑止政策の合法性に関する見解を求める。  
[102132]

法務次官：(中略)慣習上(代々引き継がれた政府間の)質問に対する法務官からの回答の要旨も、その質問が提出されたという事実も例外的状況を除いては非公開とする。

トニー・ベン氏：法務次官に、核抑止政策の国際人道法違反の政府内責任を個人的に訴追する許可を求めた事に対する政府側の説明について尋ねる。  
[102131]

(中略) 1957年のジュネーブ協定に基づき、去年出

された個人的訴追許可の請求は受理された。しかし、法務官は政府の核抑止政策は国内法にも国際法にも違反しているとはいえないとし、したがって、許可は認められなかった。

当然、このような発案は多くの核兵器反対者から出され続けてきた。ここで、何年にもおよぶこれらの厳しい拒絶体制についてももう少し考えてみよう。

**軍事担当大臣 ダグラス・ヘンダーソン(Douglas Henderson)からニゲル・ウォータソン(Nigel Waterson)議員へ**

**1999年6月1日付けレスリー・ダルトン(Leslie Dalton)の手紙に答えて**

「ニゲル様

(中略)“(国際司法裁判所の勧告的)意見”が英国及びNATOの全く自衛的な核抑止政策を根本的に変革するよう求めるものにはならない事を確信しています。なぜならトライデント潜水艦の操作員達はニュルンベルグ諸原則にしたがって合法的な作業を行っているからです。

英国の核兵器使用の決定は常に大臣達を中心となってされるべきものであります。核の選択肢は、最小限の安心できる抑止力を維持するため我々に必要なものであり、大臣や官僚、役人が戦略防衛の見直し(SDR)の内容にしたがって、その選択肢を考慮しますが、その際政府内の法律助言者から法に関する助言を受けることができるようになっていました。また、何らかの攻撃から自国を守るために核兵器の使用を考えなければならないような緊急の事態が起こった場合にも、法に関する助言が与えられるのです。このような状況下での法に関する情報操作が充分であったことに我々は満足しています。」

とても説得力のあるものとはいえないが、これはトライデントの合法性を戦略防衛の見直しと照らし合わせた記述である。どのような「法に関する助言」が与えられたのかはわからないままである。核危機の最中に、熟考された法的助言が求められるとするのは真実味を欠き、80年代の民間防衛構想にも共通するものである。

### 英国核抑止の合法性に関する政府見解

国防担当大臣ジョン・スペラー(John Speller)

からアラン・キーン(Alan Keen)議員へ

2000年7月27日付けジョアンナ・バズレー  
(Joanna Bazley)からの手紙に答えて

「実際、国際司法裁判所は、核兵器使用による脅威、またその使用の法遵守は、国際法で特に禁止されてはいない他の兵器の合法性を決めたのと同じ法によって統制されるべきであると認めているのです。合法か否かは使用の脅威、または実際の使用がどのような状況下で実行されるのかにかかっています。ある状況下では合法だったものが他の状況下では違法であることもあるのです。合法と違法とを分けるラインをどこに引くかを厳密に決めるために仮定の推察を行うことに、政府は意義を見出せないでいます。(中略)

国際司法裁判所の勧告的意見を考慮に入れれば、最小限の核抑止力をもつことは国際法と完全に合致していると政府は認識しています。ですから公開の質疑に答える必要はないのです。」

上記の抜粋文で、最初と最後に国際司法裁判所の意見を持ち出して説明していることに注目して欲しい。こういった説明の仕方は幾つかの手紙や供述で使われている。だから私たちはその意見の持つ権威について論争する必要はないのである。政府がもうはっきりさせてくれているのだから。

しかしながら大きな二つの問題点がある。この回答は核心に触れていない。政府に要求しているのは「仮定的考察」ではなく、一般的な法のガイドラインであるという点。政府に求めているのは「核兵器」全般の合法性についての説明ではなく、トライデントについてであるという点である。

国防省 スティーブン・ウィルマーからジェフリー・カーナル(Geoffrey Carnall)へ

1999年12月15日

「国連憲章2(4)条に反し、51条の全ての項目にも合致していない、核兵器による威嚇と力の行使は違法である、という裁判所の判断に、政府は全面的に同意するものです。2(4)条では国連の主旨に反する方法での力の行使を禁止していません。(中略)

加えて、裁判所が明らかにし、英国が証人として裁判所で申し立てたように、国際人道法の主旨と規則は他の全ての武器と同じように、核兵器に

も適応されるものであります。(中略)

政府がすでに明らかにしている通り、英国が核兵器の使用を視野に入れるのは自衛のため、そして緊急事態が生じた時のみで、それも武器使用の戦闘に適用される国際法、人道法に準ずるものです。(中略)

しかしながら核兵器などの武器がおよぼす脅威、またはその使用が違法か否かはその時のあらゆる状況を考慮して判断されるべきものです。具体的にどのような状況に直面するのかを事前に予測することなどできることではありませんし、特定の状況を仮定して考えてみる事が有効であるとは思えません。(以下略)」

政府が法的な立場を説明した中で、これが最も詳しい説明である。「特定の状況」を考慮することは意味がない、と拒否するのは、政府からの手紙で常に述べられていることである。

しかし、大筋で政府は英国世界法廷プロジェクトとトライデント・プラウシェアズの考え方に非常に近い立場をとっていると言える。それは核兵器が人道法に準ずるべきものであり、人道法はどんな状況においても適用され、抗えないものである、という事である。

それならば意見(国際司法裁判所の勧告的意見 86節、105節 2D)が示すように、攻撃目標として民間と軍事施設とを区別できないような兵器は違法である、という私たちの主張を、政府は認めるべきではないのか。それがたとえ脅威や攻撃からの自衛のためであっても、人道法が定める規定には従わなくてはならない。(勧告的意見 42節)

ここに大きな落とし穴がある。この説明のどこにもトライデントがこの条件を満たせるかという記述がないのである。だから公的に責任のあるトライデントの法監査が求められるのである。

核兵器の合法性 1月10日

下院 書面による質問 核兵器

フーン(Hoon)氏： 「(前略) 核兵器に関する章(「軍隊のための武力紛争に関する法律」より)を引用します。

国際法には核兵器の使用禁止を明示あるいは暗示する特定の規則はない。核兵器使用の合法性は、



自己防衛や敵対行為対処の生得権を規制するような規則を含む国際法の一般的な規則の適用にかかっている。これらの規則は自然全体の否定を暗示するような、現実の状況からかけ離れたところで適用されるものではない。核兵器の使用、その使用による脅威がある特定の場合に合法であるかどうかは、その時のあらゆる状況にかかわっている。核兵器も普通の兵器に適用されているのと同じ一般的な原則に言及しながら取り扱われるべきである。(以下略)

政府の「これらの規則は自然全体の否定を暗示するような現実の状況からかけ離れたところで適用されるものではない。」という一文は裁判所の「核兵器の使用及び脅威は武力紛争においては一般的に国際法の規則とは相容れないものであり特に人道法の規則や原則には全く合致しないものである。」という判決文と食い違っている。

フランシス・ボイル(Francis Boyle)教授は以下のように述べている。

「この言葉は役に立つ。少なくとも将来英国の核兵器廃絶運動の法廷で使える言葉である。私たちは英国政府の説明を言葉どおりに受け取り、特定の核兵器の是非について論争するだろう。これは私たちがグリーンノック(Greenock)でずっと行ってきた事であり、核兵器の違法性について抽象的な論議をしてきた訳ではない。そうではなく、トライデントⅡの特徴(標的戦略、破壊力、損傷量、配備、司令指揮、など)が国際法の下で、犯罪的行為であると論じたのだ。」

ピーター・ワイズ(Peter Weiss 核政策に関する法律家委員会)は次のように述べている。

「(前略)勧告的意見の 35 及び 36 節で“核兵器の独特の特徴”が挙げられているが、とりわけその巨大な破壊力は“いかなる空間にも時間にも閉じ込めておくことができない”ものであり、その潜在的な力は大惨事を引き起こし得るとしている。35 節の第 3 段落では核兵器から排出される放射性物質が“広い範囲にわたって健康、農作物、天然資源及び人口統計”におよぼす影響について述べている。裁判所の見解は“イオン化された放射性物質は将来的に環境や食物、海の生態系を破壊し、次世代の人々に遺伝因子による欠陥や病気を引き起こす可能性がある。”というものである。トライデントⅡの持つ破壊力を知ればこれらが全てトラ

イデントへの警告であるとわかるはずである。」

ピーター・ワイズ氏は首相が引き合いに出した“自己防衛の生得権”についても述べている。勧告的意見の 41 節で ICJ は“自己防衛とは武力攻撃に比例し、かつ反撃のために必要な措置しかとってはならない”という一般的に受け入れられている原則を踏まえ、ニカラグアのケースを引用した。そして 42 節で次のように言っている。

「このように比例性の原則から言えば全ての状況下で核兵器の使用が全く認められないという訳ではない。しかし同時に、自衛の法のもとにおいて比例性のある武力の行使が合法であるためには、武力紛争に適用される法、とりわけ人道法の原則と規則の要件に合致しなければならない。」

簡単に言ってしまうとこういう事だ。―― あなたが核兵器を見せてくれれば私も私の兵器を見せましょう。これは人道法に反するものでありますから、自己防衛だとか必要性だとか、そういったことには触れないで下さい。――

しかし、英国のトライデント・システムには準戦略的要素があって、幾つかのミサイルに付けられている弾頭は 1 機でしかも爆発力の弱いものであると、主張されるかもしれない。

国防省 CHJ・デービス(CHJ Davies)からリズ・ウォーターストーン(Liz Waterston)へ

1998 年 10 月 27 日

「準戦略的軍事力は、戦略核兵器の応酬が避けられなくなることを怖れる自己抑止が働いて、核武装した侵略者が、我々に対して賭けに出ることが絶対にならないことを保証するための重要な要素である。そのような時に限定的に核兵器を使って、英連邦が自国を守る確固たる意志を持つという政治的メッセージを相手に送る事ができるからだ。英国はトライデントのミサイル弾頭の威力を一定の柔軟性を持って選ぶことができる。」

この準戦略的軍事力が「たった」1 キロトン位の小さな爆発力から通常の 100 キロトンの爆発へ移行するまさに第一段階とも言える。「たった」1 キロトンでもそれは大きな爆発でありトリニトロトルエン(強力な爆薬)を満載したトラック 35 台が人ごみの中庭に駐車しているようなものである。そこか

ら致死量の放射性物質が流れ、無差別の殺戮が行われるのだ。

はっきりさせておきたいのは、トライデントがたとえそのように最小限の威力で使えたとしても、100キロトンの爆発力を保有していることに変わりはなく、そのような破壊のモンスターは法的な議論の対象となるべきものなのだという事である。

## 核兵器の合法性 1月10日 下院 書面による質問 核兵器

コービン氏(Corbyn)：国防相への質問

(1) 100 キロトンのトライデントが軍事標的に与える長期的影響についてどのような調査を行ったか。[104074]

(2) 100 キロトンのトライデントの弾頭爆発が軍事標的に隣接する地域の市民におよぼす影響についてどのような調査を行ったか。[104073]

フーン氏：我々が核抑止の基盤として所有しているトライデントのミサイルの弾頭は1994年以来、外されています。必要最小限の抑止力の判断材料は包括的なコンピューターモデルから得られるもので、これにより、核爆発の影響は調査されるのです。多方面にわたる要素がこの調査で考慮されます。1998年2月4日、ロバートソン上院議員がニューポートウエスト選出の下院議員フリン氏に示した公文書の655wでその調査対象を次のものとしています。兵器の威力や構造。採られている運搬システムの精密性。標的の特徴と構造。周囲の地勢の特徴。爆発の高度。地質学的、気象的条件。なお、抑止、安全、国際協定に関する政府情報へのアクセス実施規約の控除項目1にあたるので英国核兵器威力の情報は公開されていません。

「調査で考慮される多方面にわたる要素」のなかの最も重要な要素——一般市民へ与え得る影響——については触れられていない。このような問題を避けている限り、また、トライデントの核威力が公開されていない限り、私たちも、政府顧問法律家も、核兵器使用の合法性について調査したなどとは言えないのである。

国防相 スティーブン・ウィルマーからジョージ・フェアブラザー(George Farebrother)へ  
1999年9月10日

「国際人道法の一般原則が英国とスコットランドの法律にも則している事はあなたがおっしゃる通り当然のことです。あなた方は英国の核抑止力はこれらの原則に反しているのだからこれに反対することは法的に正当であるとしている訳です。政府は非暴力で、法律にしたがって主張を起す権利を尊重しています。しかしながら、ご存知のように政府はトライデントが国際法に準じているという事、またこれを操作し、運営する職員の仕事も完全に法を守っているという事に確信を持っております。英国裁判所がこれと違うことを認めない限り、警察や警備員が私有地への不法侵入、防衛装置への不法接近を防ぐのは法に基づく義務なのです。(以下略)

第一行目では英国世界法廷プロジェクトの考えがトライデント・プラウシェアズのそれと全く一致している。最後の行は将来的に覚えておく必要がありそうだ。「英国裁判所がこれと違うことを認めない限り」の一文に全てがかかっているからである。

法務長官室 スティーブン・パーキンソン(Stephen Parkinson)からアンドリュー・グレイ(Andrew Gray)へ 2000年1月7日

「核兵器、特にトライデント・システムに関する法的な問題が提起され、その調査をする義務があるとするとあなた方の意見に法務長官は同意しておりません。政府は英国の最小限の核抑止は国際法に基づく責務であると確信しております。」

法務長官側からの唯一の手紙である。自信に満ちている。「その調査をする義務」が必要になる時がくるのを見届けなくてはならない。少なくともこの手紙の終わりに「これがお役に立つといいのですが」は、書かれていなかった。

国防相ジェフェリー・フーン(Geoffrey Hoon)からマレー上院議員へ  
1999年11月3日

「また我々は世界中の核兵器や、生物兵器、化学兵器蔓延の危険を取り除く為の努力もしておりますが同時に、英国の利益を守るための強健な防衛力をも維持している訳です。核兵器を使用するのはあくまでも自己防衛の必要

時、緊急事態発生時であります。」

これには多くの疑問を抱く。核兵器の使用は緊急事態発生時のみ、という部分である。これが何を指しているかが決して明らかにされないのである。この文によれば生物兵器や化学兵器の脅威を取り除くため、「英国の利益」を守るために核兵器が使われることがあり得るといのだが、それが緊急発生時の説明なのであろうか。あまりに簡単すぎる説明ではないか。政府は私たちの再三にわたる要望を無視してこれについての明言を避けてきた。「英国の利益」とは一体何なのか、決してはっきりとは示されないままである。

## ニュルンベルグ原則に対する担当士官責任

軍事担当大臣 ダグラス・ハンダーソン (Douglas Henderson) からニゲル・ウォーターソン (Nigel Waterson) 下院議員へ  
レスリー・ドルトン (Leslie Dalton) からの手紙に答えて 1999年6月1日

「(ICJ の勧告的) 意見が英国や NATO の完全なる防衛のための核抑止政策を修正せよというものではないと確信します。つまりトライデント潜水艦で作業をしている士官はニュルンベルグ諸原則に反した行動をとってはいないという事です。」

ニュルンベルグ諸原則に関する発言は簡潔で根拠のないものである。しかし、ここで私たちは国際間の法規定についての勉強が必要であることをはっきりと認識することができた。

下院 書面による質問 1999年12月20日  
コラム 362w (国際法規定に関する) 研修

ドゥリュー (Drew) 氏 : 国防相の書記官への質問  
(a) 士官達、(b) その他の軍人達に対して国際法規定を理解するためのどのような研修が行われているのか教えて頂けますか。[103228]

スペラー氏 : 国際法に関する研修、特に「武力紛争法」に関する研修はハーグ条約、ジュネーブ条約での決定事項にしたがって、陸、海、空、全ての軍隊で士官にも他の階級の軍人にも基礎研修として行われております。さらに専門養成コースでは

軍事行動や戦闘遂行の合法性などを盛り込んだ国際法研修が広く、単隊や(陸,海,空)複数隊合同で行われています。実際に配備につく前には、通常、法律の専門家による関連国際法の研修や講習が全ての軍隊の編制部隊に対して行われています。

ということは、トライデント潜水艇で作業をしている士官達はニュルンベルグ諸原則が自分達にも及んでいて、法に反して発せられた、発射せよという命令にしたがってはいけないということを知っているはずである。下記に示した資料から判断すると、基本的なガイダンスは「軍隊のための武力紛争法 (Law of Armed Conflict for the Armed Services)」を基にしているようで、これは 2000 年末には改訂されることになっている。

核兵器の合法性 1月10日  
下院 書面による質問 核兵器

コービン (Corbyn) 氏 : 国防相への質問

- (1) 核兵器の使用または使用による脅威を行う事を命令される軍人に対し、ニュルンベルグ原則を適用するという事を公言するのかどうか。
- (2) トライデント操作軍人に、国際司法裁判所の核兵器に関する勧告的意見に基づいて国際法に従う責務があることをどの程度知らせているのか。

フーン氏 : (中略) (「軍隊のための武力紛争法」の中の) 核兵器に関連する部分は 1996 年の国際司法裁判所の核兵器使用及び使用の脅威に関する勧告的意見にしたがって再度承認されています。

核兵器に関する部分は再承認されているという事実は、勧告的意見が国の法判断基準や、トライデント潜水艦への法的勧告に何の影響力も持っていなかった事を示している。しかし、以下のやり取りを見ると、この勧告の受け止め方の重要性がひどく軽んじられていることがわかる。

核兵器の合法性 1月10日  
下院 書面による質問 核兵器

コービン氏 : 国防相への質問  
トライデント使用の際の国際法適用についてどのような討議を誰と行ったのか。[104072]

フーン氏 : トライデント使用の際の国際法適用につ

いて特別な討議を行ったわけではありません。英国の最小限核抑止は国際法と相容れないものではありません。

コービン氏：国防相へ質問

トライデント潜水艦に勤務する軍の高官たちに、核弾頭の具体的な破壊力や、ミサイルが攻撃することになる標的について、どのような情報を提供しているのか。[104077]

フーン氏：我々の核抑止力を支えるトライデント・ミサイルの弾頭は 1994 年以來外されています。核兵器を使用せざるを得ないような状況になった場合、監視している潜水艦の乗組員はその職務遂行に必要な情報を得ることになります。抑止、安全、国際協定に関する政府情報へのアクセス実施規約の控除項目 I にあたるので、これに関する詳細は公開されていません。

これは重大な事である。「トライデント使用の際の国際法適用について特別な討議を行ったわけではない」ならばどうやって士官達はニュルンベルグ原則に基づく責任についての正しい知識を得るのか国際法は核兵器全体におよぶものというよりはむしろトライデントそのものに適用されるべきもののなのに。

核弾頭が「外されている」というのは表向きのものである。それが簡単に再装備され得るのは周知の事実だ。

(必要とあればいつでも警戒態勢のレベルを上げることができるのだ。SDR68 項) コンピューターによる構想も存在しているはずである。一体、操作する士官達は自分が何を標的にするのか知っているのだろうか、それともわからずに発射するのだろうか。「その職務遂行に必要な情報を得ること」ができたとしても、それは発射の命令が下った時に自分達のする事が正当な行為であるかどうか判断できるだけの充分な情報といえるのだろうか。攻撃目標とされる地域に住む人々にトライデントの核弾頭が与える影響についての考察が明らかに不充分である現実で、彼らが緊急時にニュルンベルグ原則を判断の基準として考えることができるほどの情報を与えられているとは思えないのである。そして彼らは戦争犯罪人になってしまうのである。

## 参考文献と付記

### 3.1 対話と交渉 チーム

*A Summary of Dialogue and Negotiation Work of TP2000*—Angie Zelter TP2000 における対話と交渉の活動概要— アンジー・ゼルター 2000 年

*The Strategic Defence Review*—CND Submission, William Peden, 戦略防衛の見直し—反核運動 CND 提供 ウィリアム・ピーデン 1997 年 6 月

*Taking Nuclear forces off Alert*—Commander Robert Green 核兵器廃絶への警鐘 ロバート・グリーン司令官

### 3.2 政府ならびに軍部との対話の概要

全ての手紙のコピーはコア・グループが所持している。私たちのホームページで見られるものも多数あり。

### 3.4 「これがお役に立つといいのですが」

この項 ジョージ・フェアブラザーが 2000 年 11 月に執筆。

さらに詳しい事が知りたければ彼、または世界法廷プロジェクトグループに連絡のこと。

(10 章の「トライデント関連住所」を参照)

